

高年齢者雇用確保措置 実施義務化年齢段階的引上げのイメージ
 (60歳定年企業において継続雇用制度等を導入の場合)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法定義務化年齢	62歳	63歳	63歳	63歳	64歳	64歳	64歳	65歳	65歳	65歳
年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
平成18.4.1～平成19.3.31 に 60歳定年を迎える 労働者	定年 62歳義務	63歳義務	→		継続雇用終了					
年齢	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳
平成19.4.1～平成20.3.31 に 60歳定年を迎える 労働者		定年 63歳義務	→		64歳義務	→	継続雇用終了			
年齢	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳
平成20.4.1～平成21.3.31 に 60歳定年を迎える 労働者			定年 63歳義務	→		64歳義務	→	継続雇用終了		
年齢	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳
平成21.4.1～平成22.3.31 に 60歳定年を迎える 労働者				定年 63歳義務	64歳義務	→		65歳義務	→	継続雇用終了

■ 期間の定めのない雇用 □ 継続雇用制度等の適用

※ 継続雇用の終了にあっては、少なくとも法定義務化年齢に到達する日までの雇用が必要